



2022年3月1日

各位

本社所在地 東京都港区赤坂三丁目7番13号
会社名 株式会社アエリア
(コード番号 3758)
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
お問合せ先 管理本部長 上野 哲郎
TEL : 0570-000715 Mail: ir@aeria.jp
URL <https://www.aeria.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第20期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

(2) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨、書面交付請求株主に交付する書面の範囲を限定する旨の規定の新設、インターネット開示とみなし提供規定を削除し、これに伴う附則を設けるものといたします。

(3) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 <条文省略> (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u>	第1章 総則 第1条～第3条 <現行どおり> (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u>

<p><u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 <条文省略></p> <p>第2章 株式及び端株</p> <p>第6条～第12条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 <条文省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p> <p>第17条～第18条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社に取締役10名以内を置く。</p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第17条～第18条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>10名以内を置く。</p> <p><u>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
---	---

<p>(選任) 第 20 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>②<条文省略> ③<条文省略></p> <p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発す</p>	<p>(選任) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>②<現行どおり> ③<現行どおり></p> <p>(任期) 第 21 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>④会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の 3 日前までに発する。</p>
---	---

る。
但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 <条文省略>

<新設>

(取締役会規程)

第 26 条 <条文省略>

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 <条文省略>

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 当会社に監査役 5 名以内を置く。

(選任)

但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 <現行どおり>

(取締役への重要な業務執行の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 <現行どおり>

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 <現行どおり>

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

<削除>

<削除>

<p><u>第 30 条 監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p><u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を</u></p>	<p><削除></p>

<p>含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p><新設></p>	<p>(会計監査人の任期)</p>

<新設>

第6章 計算

第37条～第39条 <条文省略>

<新設>

<新設>

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計算

第36条～第38条 <現行どおり>

附則

第1条 変更前定款第16条の規定の削除及び変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

②施行日から次の定めを有するものとする。
なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

③本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

<p><新設></p>	<p><u>第2条 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第20期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②第20期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>
-------------------	---

3. 日程

取締役会決議	2022年3月1日
本定時株主総会開催日	2022年3月30日(予定)
効力発生日	2022年3月30日(予定)

以上